

(案)

備えてあんしん支援事業

はれやか



見守りからお見送りまで

豊島区民社協が

入院した時やお亡くなりになった時の
サポートを行います。

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

来所のご相談は、事前に **ご予約** をお願いします。

1. 備えてあんしん支援事業「はれやか」について



この事業は、身寄りのない単身高齢者の方が地域で安心して暮らしていけるように「もしもの時」のサポートを契約に基づいて行うサービスです。

特に心配されることの多い、入退院等の支援や入院・入所時、賃貸住宅の緊急連絡先となること、お亡くなりになった時の葬儀や納骨、家財処分などの手配をします。

※この事業は、寄付による基金を活用し利用料等の一部助成をしています。

2. 対象となる方の要件



以下の項目にすべて当てはまる必要があります。
チェック欄を使いご確認ください。

項目	要件	チェック
(1) 年 齢	65 歳以上	☐
(2) 居 住 地	豊島区に住民票があり、実際の住まいも豊島区の方	☐
(3) 世 帯 構 成 親族の有無	単身世帯の方で子（養子を含む）や孫がいない方	☐
(4) 契 約 能 力	当事業のサービス内容や契約内容を理解し、自らの意思で契約できる方 ※1	☐
(5) 除 外 要 件	① 負債がないこと（住宅ローンを除く） ② 生活保護を受給していないこと	☐ ☐
(6) 所得・資産	住民税非課税世帯もしくは課税世帯で合計所得が 160 万円以下で、資産（預貯金、有価証券等）が 3,000 万円以下	☐
(7) 遺 言 作 成	公正証書遺言で遺言執行者を定めることができる方 ※2 ※弁護士等による遺言作成支援を希望する方には、法律事務所等の紹介をします。	☐
(8) 預 託 金	入院時に判断能力が低下した場合の入院費の支払いや葬儀、納骨、家財処分の実施を想定した預託金を一括で納めることができる方	☐

(※1) 将来にわたる重要なサービスであるため、十分な判断能力や継続した利用意思が必要となります。利用希望があっても、審査により契約できない場合がありますのでご了承下さい。

(※2) 亡くなった後、残った預託金を遺言執行者へ引継ぐ必要があるため、本事業の契約までに公正証書遺言の作成、遺言執行者の指定をしていただく必要があります。



3. サービスの内容と費用

サービスの利用にあたっては、**基本サービス**と共に **選択サービス** の利用が必須です。

年度会費（税込）			13,200 円	※10 月～3 月に契約した場合は、 <u>6,600 円</u> となります。		
サービス名			支援内容	契約料 (税込)	利用料 (税込)	預託金 ※7
基本サービス	見守りサービス	Aプラン	社協職員による定期的な訪問、電話による見守り	22,000 円 契約時のみ	無料 ※6	なし
		Bプラン	上記の支援に加えて、ハローライト電球を使用した見守り ※3		<u>年額 13,200 円</u> ※下半期契約の場合は 6,600 円	なし
選択サービス ※（1）か（2）の利用が必須です。	(1) 入退院等サポート		①入退院及び入退所時の付き添い、手続きの同席、支援 ②入退院時に必要な物品等の手配や支払い ③預託金による入院費の支払い 等		①1 時間まで <u>3,300 円</u> ②以降 1 時間ごと <u>2,200 円</u> を加算 ③4 時間超の時一律 <u>12,100 円</u>	<u>300,000 円</u>
	(2) 死後の手続きサポート		①遺言執行者への連絡 ②火葬の手配、立ち合い ※4 ③生前契約した墓地等へ納骨するための手配 ※5 ④賃貸物件の家財処分、明け渡し手続き 等		①葬儀・納骨 <u>55,000 円</u> ②葬儀・納骨家財処分 <u>110,000 円</u>	①葬儀 <u>350,000 円</u> ②納骨 依頼内容に応じた必要額 ③家財処分 部屋の広さに応じた必要額 ④左記利用料の金額 ※8 ⑤予備費 ※9 <u>50,000 円</u>
	(3) 賃貸住宅の手続きサポート 〔※死後の手続きサポートの契約が必要です。〕		①入居手続き、更新手続きの同席 ②緊急連絡を受けた時の安否確認や関係機関への連絡		※入退院等支援サポートの利用料と同じです。	なし

（※3） B プランは、ヤマト運輸㈱の「クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン」を活用します。

（※4） 葬儀は通夜や告別式は行わず、直葬のみの対応となります。

（※5） 既に墓地がある場合は、永代供養墓である他、死後の管理料がかからない等の条件があります。

（※6） 救急対応等をした場合は、入退院等サポートと同様に時間による利用料が発生します。

（※7） 預託金は、入院時の物品購入や必要に応じた入院費の支払い、葬儀や納骨、家財処分の費用の支払いに充当します。

（※8） 死後の手続きサポートの利用料は、あらかじめ預託金としてお預かりします。

（※9） 予備費は、預託金が不足した場合に使用します。



ご利用までの流れ

利用相談・説明

利用申込み

審査

支援内容の検討

公正証書遺言作成

契約

年度会費・契約料
預託金の支払い

支援開始

医療処置に関する希望や入院・入所時の意向、亡くなった後の意向など、具体的な内容を聞き取り、計画書を作成していきます。

・対象要件に基づき利用契約に関する審査を行います。審査内容により、当事業をご利用いただけない場合がございます。

・利用相談から契約までは、**3～6か月程度** かかります。

利用料等の減額・助成制度

1. 対象内容

対象	内容
(1) 契約料・年度会費・利用料	50%減額 ※10
(2) 公正証書遺言作成費用	50%助成 ※11

※10 預託金は減額対象外 ※11 上限15万円、償還払い

2. 対象者の所得・資産要件

要件
(1) 契約者本人が非課税世帯
(2) 預託金を除く資産が500万円以下
(3) 自宅以外の不動産を所有していない

アクセス方法



「はれやか」の相談窓口
豊島区役所東池袋分庁舎4階
(豊島区民社会福祉協議会)



社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進する営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に位置付けられています。

お問合せ・相談予約はこちらへ



としま社協

社会福祉法人
豊島区民社会福祉協議会

地域福祉課 権利擁護支援担当



電話

03-3981-2940

(来所相談はご予約下さい)

Mail

siensitu@a.toshima.ne.jp

FAX

03-3981-2946

〒170-0013 豊島区東池袋 1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4 階
(電話受付) 月～金 8:30～17:15 ※土日祝・年末年始は休み

発行：令和6年7月